

地主様・
不動産オーナー様
必見!



相続税土地評価

不動産鑑定士フジミヤの まるっと相続塾

フジ総合グループ
(フジ相続税理士法人/フジ総合鑑定)代表

藤宮 浩 不動産鑑定士

第94回

実際の面積のほうが登記簿よりも大きい土地

江戸時代は、今と異なり、税は「米」で納めることがありました。明治になると、所有する土地の地価の3%を「現金」で納める形に改められます(地租改正)。税金の算定基礎となる地価

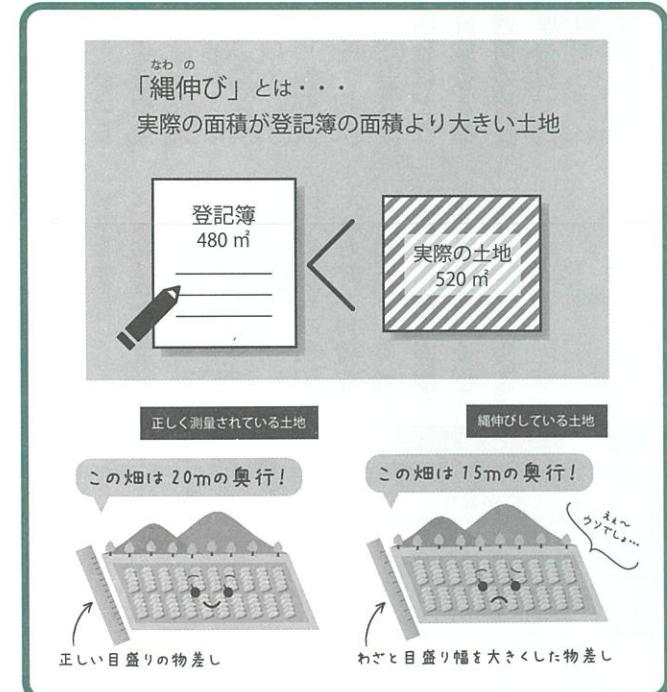
は土地の大きさによって変わり、土地の測量は個人で行つて申告する形が採られました。当時の測量技術は未熟で、かつ税金を低く抑えるために実際よりも地積を少なく見積もつて申告する例が続出し、その情報が今日の登記情報に引き継がれたため、登記簿上の地積と実際の地積が異なる事態が生じたといわれています。

「地積規模の大きな宅地の評価」とは、広い土地に適用できる評価方法で、平成30年1月1日以降に発生した相続について適用されます(平成29年12月31日以前の相続については「広大地評価」が適用される)。東京・大阪・名古屋の三大都市圏においては500m以上、それ以外の地域では1000m以上の面積の宅地が原則、対象です。いわゆる「縄伸び」としている土地では、今回の例のように、例えば登記簿上では480m²でも、改めて測量してみると520m²ということがあります。

地積規模の大きな宅地の評価を適用できることも

す。この場合は測量成果を採用し、「地積規模の大きな宅地の評価」を適用できる場合があります。土地の評価を行う際には「縄伸び」の可能性も考慮し、現況測量を行なうなどして、正確な地積の把握に努めましょう。

す。この場合は測量成果を採用し、「地積規模の大きな宅地の評価」を適用できる場合があります。土地の評価を行う際には「縄伸び」の可能性も考慮し、現況測量を行なうなどして、正確な地積の把握に努めましょう。



Profile



不動産鑑定士
フジミヤ先生

相続を専門とするフジ総合グループの代表。相続税土地評価のプロとして、創立27年間で5,800件もの相続関連業務に携わってきた経験をもとに解説する。



地主
マモルさん

父親から土地を40力以上相続した50代の男性。土地はたくさん持っているが現金はあまりなく、相続税を納めるのが大変だった。



マモルとは結婚して30年。相続手続きはマモルに任せっきりだったが、フジミヤ先生の相続塾で土地の評価について興味を持ち始める。

